

報道関係者各位

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

MCFがプライバシーマーク制度の 付与認定指定機関としての業務を開始！

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下MCF）では、財団法人日本情報処理開発協会（略称:JIPDEC、プライバシーマーク制度付与機関）によって運営されるプライバシーマーク制度にて、2010年12月17日にJIPDECより「プライバシーマーク付与認定指定機関」（以下、指定機関）に指定され、2011年1月13日より審査・認定等の業務および申請の受付を開始致しました。

プライバシーマーク制度とは、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。当制度に基づき、国内の事業者 11,883 社がマークを付与されております（2011年1月時点）。

指定機関は、会員からのプライバシーマーク付与に係る申請の受付・審査と付与可否の認定等、JIPDECと協調してプライバシーマーク制度の運用に重要な役割を担います。今後MCFでは、指定機関として活動し、MCF会員企業を対象に、事業者のプライバシーマークの新規取得および更新審査時における申請の受付・審査および付与可否の認定などの業務を行って参ります。

モバイルコンテンツの事業における個人情報の取扱いやセキュリティ対策については、最近の事業環境が、従来型の携帯電話およびネットワークの仕組みから、スマートフォンの発展、モバイル端末からの無線LAN経由によるアクセス、ソーシャル・SNSなどのサービスの個人からの情報発信に根差したビジネスの発展やクラウド化などによって、急速・急激に変化してきており、事業者が個人情報を取扱うための重要性は高まり続ける一方で、その取扱いにあたっての課題や対策、留意事項などを的確に認識し、事業活動や情報の取扱いの変化に対応していかなくてはなりません。

そのため、MCFでは指定機関として会員企業の個人情報保護活動を支え、かつ「モバイルコンテンツ事業者のための個人情報保護ガイドライン」を同時に制定し、事業者の個人情報保護活動やプライバシーマークの取得・更新審査時に活用していただくものとして今後も随時改訂を行って参ります。

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（略称：MCF）
モバイルコンテンツの活性化のため、キャリア、メーカー、コンテンツプロバイダー等の企業が参加して 1999 年に設立された業界団体である。2009 年 4 月に一般社団法人化し、現在の会員はコンテンツプロバイダーを中心に 256 社（2011 年 1 月 11 日現在）。 <http://www.mcf.to/>

<本リリースに関するお問い合わせ先>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム プライバシーマーク審査室
担当者 大原正明、高野敦伸、前川 浩之

東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル4F 〒150-0011

Tel:03-5468-5091 Fax:03-5468-1237

E-mail:privacy@mcf.to URL:http://www.mcf.to/privacymark/

電話での連絡可能時間帯 10:00～19:00